

入湯税特別徴収の手引

令和8年3月

福 島 市

目 次

目次	1ページ
1 はじめに	2ページ
2 入湯税の概要	2ページ
3 納税義務者	3ページ
4 課税免除	4ページ
5 税率	5ページ
6 徴収の方法	5ページ
7 特別徴収義務者	5ページ
8 特別徴収の手続	6ページ
9 延滞金・加算金	7ページ
10 経営(異動)申告書の提出	8ページ
11 帳簿(入湯税徴収原簿)の記載	8ページ
12 実地調査	8ページ
13 申告書等の記載例	9ページ
14 Q&A	12ページ
15 参考資料(条例等の規定等)	13ページ
16 様式集	25ページ

1 はじめに

入湯税は、鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客にご負担していただく税金であります。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び福島市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯客から徴収していただき、毎月、福島市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きを御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によることとされています。

(1) 制度の概要

ア 納税義務者(福島市の場合)

鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客

イ 課税されない者

(ア) 年齢12歳未満の者

(イ) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(ウ) 長期療養(15日以上)を目的とし、医師の診断書を有する者

(エ) 学校の学生生徒等で、修学旅行又は体育大会等学校行事に参加している者及びその引率者

ウ 税率

(ア) 宿泊客 1人1日につき150円

(イ) 日帰り客 1人1日につき75円

(ウ) 自炊客 1人1日につき75円

※ 1泊2日の場合は、1日として計算します。

エ 徴収の方法

徴収については、特別徴収(鉱泉浴場経営者の方に地方税を徴収していただく)の方法となります。

オ 特別徴収義務者

鉱泉浴場(旅館など)の経営者で、市長が指定した方となります。

カ 特別徴収の手続

特別徴収義務者(鉱泉浴場経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を福島市に納入します。

キ 特別徴収義務者の申告

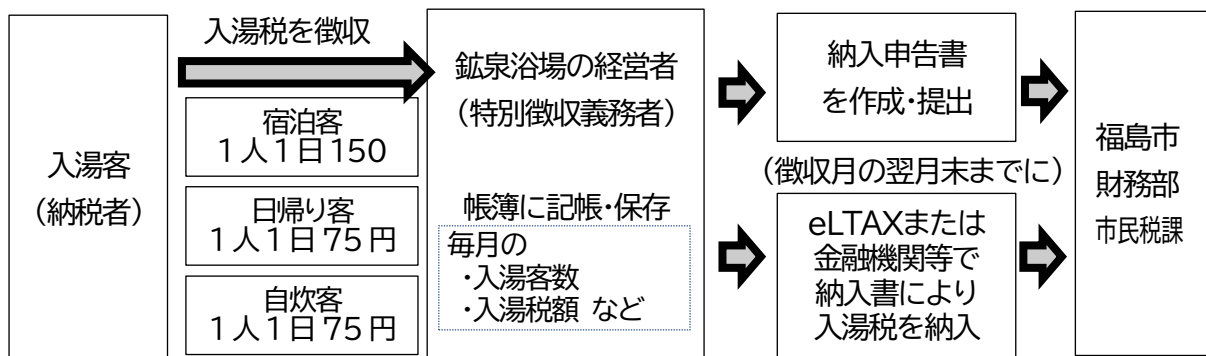
鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を市長に提出します。

提出した経営申告事項に異動があった場合には、直ちにその旨を記載した経営(異動)申告書を福島市長に提出します。

ク 帳簿記帳義務等

特別徴収義務者は、入湯客数、税額を帳簿に記帳し、法律上はその帳簿を記載した日から1年間保存しなければなりません。

(2) 入湯税納入の流れ



3 納税義務者

市内の鉱泉浴場(温泉施設)において入湯した入湯客です。

- ・「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- ・温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税対象となります。

4 課税免除

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の者

・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

・共同浴場とは、寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供される施設をいいます。

・一般公衆浴場とは、住民が日常の公衆衛生のために利用する銭湯などの施設をいいます。

※一般公衆浴場とは普通公衆浴場(福島市公衆浴場法施行条例第2条1項)と同意であり、その他の公衆浴場(同条2項)は含まれない。

※銭湯:物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を指定(福島県においては大人(12歳以上)450円など)している公衆浴場をいいます。

(3) 長期療養(15日以上)を目的とし、医師の診断書を有する者

・医師の診断により、15日以上温泉療養が必要と認められる所見が記載された診断書を有する者が、診断書を添付し、入湯税課税免除申請書を提出した場合に適用されます。

(4) 学校の学生生徒等で、修学旅行又は体育大会等学校行事に参加している者及びその引率者

・修学旅行又は体育大会等の行事に参加している学生生徒及び児童で、引率職員が付添い、所属学校の長の発行する修学旅行又は体育大会等の行事に参加の証明書等を有する者としてします。

・学校教育法第1条で規定する学校を対象とし、具体的には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(高専)、及び専修学校(専門学校など)をいいます。ただし、年齢12歳未満の者は、上記(1)により課税が免除になりますので、原則としてこの規定の対象とはなりません。

・引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う教師などの学校関係者や心身の障がい等により介助を必要とする学生生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会応援のために参加する保護者などは該当しません。

※(4)の詳細については21ページの事務処理要領を参照ください

5 税率

- (1) 宿泊客 1人1日につき150円
- (2) 日帰り客 1人1日につき75円
- (3) 自炊客 1人1日につき75円

※ 1泊2日の場合は、1日として計算します。

※ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数に問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき入湯税が課税されますが、複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

6 徴収の方法

特別徴収の方法となります。

- ・「特別徴収」とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、福島市に納入していただく方法です。

7 特別徴収義務者

鉱泉浴場(旅館など)の経営されている方で、市長が指定した方です。

8 特別徴収の手続

(1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者(鉱泉浴場経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

長期療養を目的として、入湯税課税免除申請があり、課税免除した者がある場合は、申告書にその申請書を添付してください。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いいたします。

(2) 納入書による納入またはeLTAXを利用した電子申告

納入金については、毎月末日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する金融機関等を通じて納入書により納入してください。eLTAXを利用した電子納付も可能です。

ア 国内すべての店舗で納入できる金融機関

東邦銀行、福島信用金庫、秋田銀行、荘内銀行、七十七銀行、
きらやか銀行、北日本銀行、福島銀行、大東銀行、
福島県商工信用組合、東北労働金庫、ふくしま未来農業協同組合

イ ゆうちょ銀行及び郵便局で納入できる金融機関

福島県・宮城県・山形県・岩手県・秋田県・青森県に所在するゆうちょ銀行・郵便局に限ります。

ウ 福島市役所

納税課、飯坂支所、松川支所、信夫支所、吾妻支所、立子山支所、
土湯温泉町支所、東部支所大波出張所

エ 電子納付(eLTAX)

eLTAXを利用することで、クレジットカード払い、口座引落とし等が可能です。詳しくは地方税共同機構ホームページをご参照ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>

9 延滞金・加算金

(1) 延滞金

納期限までに完納されないときは、納入の日までの期間に応じて、当該納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間は、延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合)に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合、その後の期間については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した延滞金加算されます。

※納期限が令和2年12月31日以前のものについてはこの限りではありませんので納税課までお問い合わせください。

(2) 加算金

過少申告された場合には過少申告加算金が、期限までに申告されなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は次のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合(法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合(法701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、20%、300万円を超える部分については30%(法第701条の12第4項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合(法701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合(法701条の12第2項第3号)	納入すべき税額×5%
重加算金	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき(法701条の12第6項)	納入すべき税額×5%
	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき(法第701条の13第1項)	不足税額×35%
加算金の加重措置	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき(法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%
	申告書の期限後提出または更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金および重加算金を徴収されたことがある場合(法第701条の12第5項1号、法第701条の13第3項第2号)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)
前年度及び前々年度に特定不申告加算金若しくは重加算金を徴収されたことがある場合又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合(法第701条の12第5項第2号、法第701条の13第3項第2号)		

10 経営(異動)申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記載した経営(異動)申告書を提出しなければなりません。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営を開始する日の前日までに、申告してください。

(2) 申告した内容に異動があったとき

経営されている者や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に異動があった場合には、直ちに申告してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、経営申告書については、鉱泉浴場を経営する全ての方に必ず提出していただく必要があります。

11 帳簿(徴収原簿)の記帳

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記帳し、1年間保存しなければなりません。

なお、帳簿については、様式と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿を代用しても構いません。

12 実地調査

鉱泉浴場に対しましては、必要に応じて、実地調査を行わせていただきますので、ご協力をお願いします。(法第701条の5第1項)

13 申告書等の記載例

(1) 入湯税納入申告書兼課税台帳

入湯税納入申告書兼課税台帳 (提出用)

福島市税条例第157条第3項の規定により、下記のとおり 入湯税の納入について申告します。 <p style="text-align: center;">特別徴収義務者</p> 令和元年 6月15日 福島市長	特別徴収義務者 指定番号 №10000
住所(所在地) 福島市信夫山3-10 氏名(名称) (有)信夫山温泉旅館	

屋号又は商号					通知書番号№	
入湯税	令和元年 5 月分	区分	延人員	税率	税額	合計税額 円 21,000
		宿泊客	120人	150円	18,000円	
		日帰り客	40人	75円	3,000円	
		自炊客	0人	75円	0円	

納入明細書

日	宿泊客	日帰り客	自炊客	税額	課税免除 人員	日	宿泊客	日帰り客	自炊客	税額	課税免除 人員
	150円	75円	75円				150円	75円	75円		
1	人	人	人	円	人	17	人	人	人	円	1人
2	10			1,500	2	18	4			600	1
3	10	2		1,650		19					1
4						20	6			900	1
5						21	10			1,500	1
6		4		300		22	10	4		1,800	1
7					1	23					1
8					1	24					1
9	15			2,250	1	25		10		750	1
10	5			750	1	26					1
11					1	27					
12					1	28	5			750	
13	5	6		1,200	1	29	15			2,250	3
14		5		375	1	30	10			1,500	
15	10			1,500	1	31		4		300	
16	5	5		1,125	1	合計	120	40		21,000	25

入湯税納入申告書

令和元年 5月分

受領書

住所(所在地) 福島市信夫山3-10

氏名(名称) (有)信夫山温泉旅館

特別徴収義務者
指定番号

№. 10000

受領印

(2) 納入書

(1)

市町村コード
072010
福島県
福島市

福島市入湯税領収証書

公

口座番号	加入者名
02270-0-960641	福島市会計管理者
NO. 10000	通知書番号 009123456
令和元年度	住所 福島市信夫山3-10
5月分	氏名 楠信夫山温泉旅館様
一般会計	市税
税額	目的税
延滞金	入湯税
過少申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	¥ 21000
納期限	令和元年6月30日
領収日附印	

上記のとおり領収しました。(納税者保管)
◎この納入書は、必ず3枚1組で提出してください。

(2)

市町村コード
072010
福島県
福島市

福島市入湯税納入書

公

口座番号	加入者名
02270-0-960641	福島市会計管理者
NO. 10000	通知書番号 009123456
令和元年度	住所 福島市信夫山3-10
5月分	氏名 楠信夫山温泉旅館様
一般会計	市税
税額	目的税
延滞金	入湯税
過少申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	¥ 21000
納期限	令和元年6月30日
日計	領収日附印

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

(3)

市町村コード
072010
福島県
福島市

福島市入湯税領収済通知書

公

口座番号	加入者名
02270-0-960641	福島市会計管理者
NO. 10000	通知書番号 009123456
令和元年度	住所 福島市信夫山3-10
5月分	氏名 楠信夫山温泉旅館様
一般会計	市税
税額	目的税
延滞金	入湯税
過少申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	¥ 21000
納期限	令和元年6月30日
指定金融機関名 (取りまとも店)	領収日附印
取りまとも局	株式会社 東邦銀行 本店営業部 仙台貯金事務センター (〒980-8794)

上記のとおり通知します。(福島市保管)

(3) 入湯税課税免除申請書

入 湯 税 課 税 免 除 申 請 書

令和元年 6月 3日

福 島 市 長

申請者 住所 福島市五十辺10-2

氏名 東 一二三

入湯税の免除を受けたいので市税条例第154条第2項の規定により申請します。

宿泊施設等	所在地	福島市信夫山3-10
	名称(屋号)	信夫山温泉
宿泊期間	令和元年 6月 7日 ~ 令和元年 6月 26日	
宿泊の目的	※医師の診断書の内容も含めて詳細に記入する。	

- 1 入湯税の課税免除は、療養を目的として入湯する者で、医師の診断書を有する場合に適用となります。
- 2 記載事項
 - (1) 申請者は、療養者本人です。
 - (2) 課税免除を受けようとする入湯者数は、療養者本人のみの1名です。
 - (3) 宿泊の目的は、療養における鉱泉の利用方法なども含め詳細に記載してください。
 - (4) 医師の診断書を添付してください。
- 3 この申請書は、入湯税特別徴収義務者(旅館等)へ提出してください。
(注) 本申告書の提出がない場合は入湯税が課税されます。

14 Q&A

Q1 宿泊客の1人から、病気や怪我などにより温泉に入湯していないとの申出がありました、この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか。

A1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものでありますので入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。

入湯しているかどうかの判断については、一般社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

Q2 修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、修学旅行その他学校行事に参加している引率者に該当し、課税免除の対象となりますか。

A2 課税免除の対象となる引率者とは、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している生徒等を現に引率している方をいいます。したがって、修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、引率者に該当しないため、課税免除の対象とはなりません。

Q3 高等学校を卒業した方を対象として、当該学校が主催する旅行に参加する者及び引率者は、修学旅行その他学校行事に参加している者及びその引率者に該当し、課税免除の対象となりますか。

A3 学校行事とは、課税免除となる学校が、当該学校の学生生徒等を対象として主催する行事を言います。また、高等学校を卒業した方については、当該学校の学生には当たりません。したがって、参加された方及びその引率者については、課税免除の対象とはなりません。

Q4 入湯税を申告しない場合や納入しなかった場合は、どうなりますか。

A4 法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、その入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限後の申告や、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

15 参考資料(条例の規定等)

(1) 福島市税条例(抄)

第4章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第 153 条 入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課する。

(入湯税の課税免除)

第 154 条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 長期療養(15 日以上)を目的とした長期滞留者で医師の診断書を有する者
- (4) 修学旅行又は体育大会等の行事に参加中の学生生徒及び児童で、引率職員が付添い、所属学校の長の発行する修学旅行又は体育大会等の行事に参加の証明書等を有するもの

2 前項第3号の適用を受ける者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特別徴収義務者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所氏名
- (2) 宿泊する場所の所在地及び名称
- (3) 宿泊期間
- (4) 宿泊の目的

(入湯税の税率)

第 155 条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について 150 円とする。ただし、日帰り客及び自炊客の場合は、1人1日について 75 円とする。

(入湯税の徴収方法)

第 156 条 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 157 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額、その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、その納入金を納入書によつて納入しなければならない。

第 158 条 削除

第 159 条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第 160 条 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申

告加算金額、不申告加算金額、若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納入書によつて納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 161 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げる外、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第 162 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(2) 福島市税条例施行規則(抄)

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の課税免除の申請)

第 90 条 条例第 154 条第2項の規定による申請は、入湯税課税免除申請書によるものとする。

(入湯税の課税台帳及び納入申告書)

第 90 条の2 市民税課長は、入湯税納入申告書兼課税台帳を備え、その申告事項を容認し、又は課税標準額及び税額の更正若しくは決定をしたときは、その都度必要な事項を記載し、整理しなければならない。

2 条例第 157 条第3項に規定する納入申告書は、入湯税納入申告書兼課税台帳によるものとする。

(入湯税の更正又は決定等の通知)

第 91 条 法第 701 条の9第4項の規定による更正若しくは決定の通知、法第 701 条の12 第7項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知又は法第 701 条の13 第5項の規定による重加算金額の決定通知は、入湯税更正(決定)通知書によるものとする。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 92 条 条例第 161 条の規定による鉱泉浴場を經營する旨の申告及び申告事項が異動した旨の申告は、入湯税経営(異動)申告書によるものとする。

(特別徴収義務者が記載する入湯客数及び入湯税額の帳簿)

第 92 条の2 条例第 162 条第1項の規定により記載する帳簿は、入湯税徴収原簿による

ものとする。ただし、この様式により難しいときは、特別徴収義務者が作成する様式を用いることができる。

(3) 地方税法(抄)

第4章 目的税

第四節 入湯税

(入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。
- 5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。
 - 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百一条の八 削除[昭和三八年四月法律八〇号]

(入湯税に係る更正及び決定)

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、

調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

- 4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七百一条の十 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を

控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - 一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合
 - 二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
 - 三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。)を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額(当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうち同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。
 - 一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

- 二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
- 三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合
- 5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
 - 一 納入申告書の提出期限後のその提出(当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。)又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。)又は重加算金(次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがある場合
 - 二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金(次条第二項の規定の適用があるものに限る。)(以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
- 6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限

までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第六項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(4) 入湯税の課税免除(修学旅行・体育大会等)にかかる事務処理要領

福島市税条例（以下「条例」という。）第154条第1項第4号に規定する「修学旅行又は体育大会等の行事に参加中の学生生徒及び児童で、引率職員が付添い、所属学校の長の発行する修学旅行又は体育大会等の行事に参加の証明書等を有するもの」については、その具体的な範囲と事務処理手順を下記のとおり定める。

なお、この事務処理要領は、12歳以上の方が課税免除を受けようとする場合に必要となるもので、12歳未満の方は、同条同項第1号によって課税免除されている。

1 課税免除対象となる「学校」の範囲について

課税免除となる「学校」の範囲（別表1）は、学校教育法に定める学校を対象とする。

具体的には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校（高専）及び専修学校（専門学校など）が対象となる。

2 課税免除対象となる「学校教育活動」の範囲について

(1) 課税免除対象となる「学校教育活動」の範囲は、学校教育の一環として行われた教育活動全般とし、かつ、学校長（学長等）またはそれに準ずる者が活動を証明したものを対象で、証明にあたっては、福島市入湯税課税免除用証明書（以下「証明書」という。）（様式1）を提出する。ただし、提出方法の例外及び不要の場合については、「4「証明書」の提出方法の例外について」及び「5「証明書」の提出が不要の場合について」のとおりとする。

(2) 学校教育の一環として行われた教育活動とは、小学校から高等専門学校までにあつては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものとし、大学にあつては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものとする。

具体的な活動内容の判断基準は、別表2のとおりとする。

3 課税免除となる「対象者」の範囲について

学校教育活動に参加した児童、生徒、学生及び引率教員を対象とし、それ以外の保護者などは対象外とする。

4 「証明書」の提出方法の例外について

(1) 代表する学校が発行する活動証明書の提出のみで可とする場合

各旅館等が個別に宿泊を受け、複数校が参加する大会・合宿で、福島市内の観光協会・旅館協同組合が配宿しない場合とし、全参加校の学校名や学校ごとの人数が分かる資料を添付する。

(2) 主催団体による証明書の提出のみで可とする場合

各旅館等が個別に宿泊を受け、一般財団法人福島県サッカー協会などの各競技団体が主催する大会・合宿で、福島市内の観光協会・旅館協同組合が配宿しない場合と

し、全参加団体名や団体ごとの人数が分かる資料を添付する。

5 「証明書」の提出が不要の場合について

次の各号に該当する場合は、福島市で指定する証明書の提出は不要とする。ただし入湯税特別徴収義務者は、各団体名および団体ごとの人数が分かる資料を条例第162条第1項に規定する帳簿と一緒に保管する。

- ① 中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する大会の場合
- ② 旅行業者が手配する修学旅行（遠足）の場合
- ③ このほか、複数校が参加する大会・合宿で福島市内の観光協会・旅館協同組合が配宿する場合

6 事務処理手順について

「修学旅行又は体育大会等の行事に参加中の学生生徒及び児童で、引率職員が付添い、所属学校の長の発行する修学旅行又は体育大会等の行事に参加証明書等を有するもの」による課税免除を受けようとする場合は、「証明書」（様式1）に必要事項を記載のうえ提出しなければならない（例外は前記5のとおり）。また、手続きの流れは以下のとおりとする。

【手続きの流れ】

- ① 課税免除を受けようとする者（学校）は、証明書（様式1）に必要事項を記載する。
- ② 課税免除を受けようとする者（学校）は、当該証明書を旅館・ホテル等（入湯税特別徴収義務者）に提出する。
- ③ 入湯税特別徴収義務者は、当該証明書の提出があった場合には、入湯税を課税免除する。
- ④ 入湯税特別徴収義務者は、条例第157条第3項に規定する納入申告書を提出する際に、当該証明書の原本を添付する。また、当該証明書の写しを、条例第162条第1項に規定する帳簿と一緒に保管する。

7 本要領の施行日及び適用日

- 1.平成26年 4月 1日から施行し、同日の入湯客から適用する。
- 2.この改正は、令和元年12月18日から実施する。
- 3.この改正は、令和6年 3月22日から実施する。
- 3.この改正は、令和8年 3月31日から実施する。

(別表1) 課税免除の範囲

【小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校】

活動区分		主な活動内容	うち入湯行為の可能性があると想定される活動	
各教科		—	体験活動、見学などの学校外での学習	
道徳				
総合的な学習の時間				
外国語活動				
特別活動	学級活動	—	—	
	児童会活動	—	—	
	クラブ活動	—	部活動をクラブ活動に位置付けている場合、大会等の参加、野外活動、合宿	
	学校行事	儀式的行事	入学式、オリエンテーション、卒業式、謝恩会	学校においては、左記の活動が校外で実施されることも考えられる。
		文化的行事	文化祭、学芸祭、音楽（合唱）コンクール	音楽（合唱）コンクール
		健康安全・体育的行事	体育祭	—
		遠足・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行	遠足、修学旅行
勤労生産・奉仕的行事		職業体験、ボランティア活動	—	
部活動、そのほかの課外学習		大会・コンクール、練習試合、野外活動、合宿	大会・コンクール、練習試合、野外活動、合宿	

【大学、専修学校】

活動区分	主な活動内容	うち入湯行為の可能性があると想定される活動
正課	講義、実験、実習、演習または実技による授業	学外での活動
学校行事	大学等が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種行事	入学式、オリエンテーション、卒業式、謝恩会
課外活動	大学等の規則に基づく所定の手続きにより、大学等が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動	部・サークルの大会参加、練習試合（対外試合）、屋外活動、合宿

(別表2) 具体的な活動内容の判断基準

学校の種類 (学校教育法に規定 する学校に限る)	活動の区分	課税免除対象となる 主な活動内容
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	社会科見学、集団宿泊活動・自然体験活動、職場体験活動、修学旅行(遠足)など、校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等への参加、練習試合、合宿
大学、専修学校	正課	ゼミ合宿等、講義、実験、実習、演習及び実技による授業
	学校行事(大学が主催する教育活動の一環としての各種行事)	入学式、オリエンテーション、卒業式、謝恩会
	課外活動(大学の規則に基づく所定の手続きにより大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動)	部・サークルの大会参加、練習試合(対外試合)、屋外活動、合宿

16 様式集

入湯税課税免除申請書

年 月 日

福島市長

申請者 住所
氏名

入湯税の免除を受けたいので市税条例第154条第2項の規定により申請します。

宿泊施設等	所在地	
	名称(屋号)	
宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
宿泊の目的		

- 1 入湯税の課税免除は、療養を目的として入湯する者で、医師の診断書を有する場合に適用となります。
- 2 記載事項
 - (1) 申請者は、療養者本人です。
 - (2) 課税免除を受けようとする入湯者数は、療養者本人のみの1名です。
 - (3) 宿泊の目的は、療養における鉱泉の利用方法なども含め詳細に記載してください。
 - (4) 医師の診断書を添付してください。
- 3 この申請書は、入湯税特別徴収義務者(旅館等)へ提出してください。
(注) 本申告書の提出がない場合は入湯税が課税されます。

入湯税納入申告書兼課税台帳（提出用）

福島市税条例第157条第3項の規定により、下記のとおり 入湯税の納入について申告します。	特別徴収義務者 指 定 番 号 №
特別徴収義務者 年 月 日 住所（所在地） 福 島 市 長 氏名（名 称）	

屋号又は商号					通知書番号№	
入湯税	年	区 分	延 人 員	税 率	税 額	合 計 税 額 円
		宿泊客	人	150 円	円	
		日帰り客	人	75 円	円	
	月分	自炊客	人	75 円	円	

納 入 明 細 書											
日	宿泊客	日帰り客	自炊客	税 額 円	課税免除 人 員 人	日	宿泊客	日帰り客	自炊客	税 額 円	課税免除 人 員 人
	150 円 人	75 円 人	75 円 人				150 円 人	75 円 人	75 円 人		
1						17					
2						18					
3						19					
4						20					
5						21					
6						22					
7						23					
8						24					
9						25					
10						26					
11						27					
12						28					
13						29					
14						30					
15						31					
16						合計					

入湯税納入申告書

受 領 書

年 月 分

住所(所在地)

氏名(名 称)

特別徴収義務者
指 定 番 号

№



(オンライン申告用)

入湯税納入申告書兼課税台帳

<p>福島市税条例第157条第3項の規定により、下記のとおり 入湯税の納入について申告します。</p> <p style="text-align: center;">特別徴収義務者</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名（名称）</p> <p style="text-align: left;">福島市長</p>	<p>特別徴収義務者指定番号</p>
--	--------------------

屋号又は商号						通知書番号No.	
入湯税	年度	区分	延人員	税率	税額	0 円	
		宿泊客	0 人	150 円	0 円		
		自炊客	0 人	75 円	0 円		
	月分	日帰り客	0 人	75 円	0 円		

納入明細書

日	宿泊客	自炊客	日帰り客	税額	課税免除 人員	日	宿泊客	自炊客	日帰り客	税額	課税免除 人員
	150円	75円	75円				150円	75円	75円		
1				0		17				0	
2				0		18				0	
3				0		19				0	
4				0		20				0	
5				0		21				0	
6				0		22				0	
7				0		23				0	
8				0		24				0	
9				0		25				0	
10				0		26				0	
11				0		27				0	
12				0		28				0	
13				0		29				0	
14				0		30				0	
15				0		31				0	
16				0		合計	0	0	0	0	0

(el-TAX申告用)

入湯税納入申告書

【特別徴収義務者情報】

あて先	
提出年月日	年 月 日
申告対象年月	年 月
指定番号	
氏名又は名称	
代表者氏名	
郵便番号	
住所	
電話番号	
担当者氏名	
担当者連絡先	
個人番号・法人番号区分	<input type="radio"/> 個人番号 <input type="radio"/> 法人番号
個人番号	
法人番号	

【施設情報】

施設の種類	
施設の名称（屋号）	
施設の所在地	
施設の電話番号	

【納入税額】

課税区分	税率 (円)	課税標準 (人)	税額 (円)
宿泊客	150		
日帰り客	75		
自炊客	75		
合計		人	円

【課税免除分】

課税区分\免除区分	12歳未満の者	共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者	長期療養（15日以上）を目的とし、医師の診断書を有する者	種季旅行または体育大会等の学校行事に参加中の学生・児童・引率の教員等	合計
宿泊客					
日帰り客					
自炊客					
合計	人	人	人	人	人

【備考】

--

【添付書類】

入湯税経営（異動）申告書

(あて先) 福島市長		令和 年 月 日	
特別徴収義務者（申告者）の住所		屋号又は名称	
(送付先住所)		代表者氏名	
(ふりがな)		電話番号	()
担当者氏名		特別徴収義務者番号	

福島市税条例第161条の規定により申告します。								
申告の区分		<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 廃業 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 変更						
開始	鉱泉浴場施設所在地							
	(ふりがな)							
	経営者氏名(名称)							
	経営者住所		電話番号 ()					
	経営場所の構造及び設備の概要		客室等	4.5畳	6畳	8畳	10畳	12畳
				室	室	室	室	室
				広間	宴会場	応接室	洋間	ホール
			室	室	室	室	室	室
			最大収容人員					人
			風呂の構造面積		造			㎡・坪
		建坪		㎡・坪			棟	
日帰り入浴の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
添付書類		温泉使用許可書及び温泉法・公衆浴場法・旅館業法による営業許可書等の写し						
経営開始日		令和 年 月 日						
廃業・休業・再開	廃業年月日		令和 年 月 日					
	休業期間		(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日					
	廃業・休業理由							
	再開年月日		令和 年 月 日					
	添付書類		廃業の場合は、温泉使用中止・廃止届及び廃業届等の写し					
変更	名称							
	所在地							
	代表者							
	特別徴収義務者							
	その他							
変更年月日		令和 年 月 日						
備考								

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 開始する場合は、パンフレットなど施設の状況の分かる資料を添付してください。
- 3 ホームページやパンフレットには、入湯税が課税される文言を記載してください。

(e-TAX申告用)

特別徴収義務者経営申告書（新規・変更・休止廃止再開・証票関係）

あて先	
提出年月日	年 月 日

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 証票紛失 <input type="checkbox"/> 証票再交付 <input type="checkbox"/> 証票返付 <input type="checkbox"/> その他	
申告事由の発生年月日	年 月 日

【特別徴収義務者情報】

指定番号	
申告者	
代表者氏名	
郵便番号	
住所	
電話番号	
担当者氏名	
担当者連絡先	
個人番号・法人番号区分	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 法人番号
個人番号	
法人番号	

入 湯 税 徴 収 原 簿

年 月分

日	課税対象									課税免除		
	一般宿泊 (円)			日帰り (円)			自 炊 (円)			年齢 12 歳未 満の 者	長期療 養を目 的とし た長期 滞留者	学校教 育上の 行事に おける 入湯
	人 数	入湯料金	入湯税額	人 数	入湯料金	入湯税額	人 数	入湯料金	入湯税額	人 数	人 数	人 数
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
合計												

注：本帳簿は毎日記入してください。
この様式は、特別徴収義務者が独自に作成する帳簿をもって代えることができます。

(様式1)

福島市入湯税課税免除用 証明書	
年 月 日	
福島市長様	
学校(競技団体)の所在地	
学校名(または競技団体名)	
学校長またはそれに準ずる者の氏名 (競技団体の場合は代表者氏名)	
電話番号	
担当者(氏名) (連絡先)	
以下の者は、学校教育法に規定する学校の児童・生徒・学生及び引率教員であり、以下の活動が学校教育の一環として行われることを証明します。	
施設利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
活動内容	種 類 <input type="checkbox"/> 教育課程(正課) <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> 合宿 <input type="checkbox"/> その他()
	団 体 名
	行 事 名
	行事開催地
課税免除を受けようとする入湯者数(児童・生徒・学生と引率教員)	12歳以上の者の人数 (人) ※課税免除となる方は、児童・生徒・学生と引率教員のみです。保護者等は含めないでください。 (12歳未満の者の人数 (人))
利用施設(旅館等)の名称	

※この証明書は、12歳以上の方が福島市税条例第154条第1項第4号の課税免除を受けようとする場合に必要となるものです。旅館等の利用施設(入湯税特別徴収義務者)に提出してください。

なお、12歳未満の方は、同条同項第1号によって課税免除されています。

※この証明書の提出がない場合は、原則入湯税が課税されます。